随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和8年7月14日	
契 約 件 名	D1電源棟 22kV SIS 断路器(89BM3) 故障修理　一式	
契 約 金 額	11,165,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市幸区堀川町７２－３４ （株）東芝	
問 合 せ 先	財務部東海契約課東海契約第二係 ℡ ０２９－２８４－４８９１	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第１項第１号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	MRの電磁石電源へ電力供給を行うために設置されている高圧受電盤内の特別高圧(22kV)用の断路器の一つが故障し、電磁石電源への電力供給ができなくなった。本特別高圧用の断路器は、(株)東芝製の固体絶縁スイッチギヤ(SIS)である。 2026年6月9日に(株)東芝によって行われた調査によって、断路器を操作するバランス形電磁操作機構(BMA)の故障が最も有力であることがわかった。本件は、故障したMR第1電源棟(D1)にある高圧受電盤内22kV用断路器の故障修理に関わるものである。	
随意契約の理由	BMAは高圧受電盤内の他機構に干渉する部品であるため、作業にあたっては高圧受電盤全体の特徴・構造を深く理解している必要がある。そのため、本作業ができるのは、本受電盤を製造し、詳細なデータを有する(株)東芝をおいて他にない。(株)東芝以外の業者が作業した場合、絶縁操作ロッドや真空バルブの破損、断路器の電路の接続不良による重大な電気事故等が発生する危険性がある。 したがって、高圧受電盤の特徴・構造について細部に至るまで熟知し、本作業を行うことができるに足る技術と信頼性を有する企業は(株)東芝をおいて他にはない。	